

## 第3章 人権教育の推進

## 1. 「奈井江町子どもの権利に関する条例」

### (1) 条例制定の背景

近年の少子化、情報化の進展による子どもを取り巻く環境の変化は、子どもたちの意識や行動に大きな影響を与え、いじめ、不登校、虐待、体罰、暴力、性などの学校崩壊が社会問題となっております。これらの問題は都市部での問題と考えられておりましたが、奈井江中学校では平成9年に学校内で子どもの尊い命を失う事件があり、都市部だけの問題ではないとの考えから、平成12年3月に子どもを育む大人や地域の願いとして「奈井江町健全育成の町宣言」を制定いたしました。

しかし、この宣言は子どもたちを「保護・育成」の対象として捉え、何が子どもにとって最善なのか、これまでの取組みは子どもたちの考え方なのか、子どもの目指す方向と大人の考え方が合わないのではないかとの考えから、子どもたちは時間に追われ、遊ぶ時間も無く心理的にも閉ざされがちな生活を強いられており、子どもたちの考えや意見等を子どもの目線で大人も理解していくことが必要であります。

その中で川崎市、大阪府箕面市が地域と子どもの関わりとして「子どもの権利条例」を策定しており、国連が採択した「子どもの権利条約」「奈井江町健全育成の町宣言」の理念に沿って、子どもの主体性を尊重しようとするものへの転換を図り、以前は家庭が考えることとされていた部分を明文化し、子どもにとって最善の利益を第一に考え、「奈井江町子どもの権利に関する条例」を平成14年3月26日に制定し、4月より施行した。

#### 「奈井江町健全育成の町宣言」

明日の奈井江町を担う青少年の健やかな成長のために、家庭・学校・地域・行政が連携し、役割と責任を分担し、思いやりあふれる町づくりをめざし、次のことを実践する青少年健全育成の町を宣言する。

- 一、命を大切にし、健やかに生きる青少年を育てましょう。
- 一、自然を愛し、情操豊かな青少年を育てましょう。
- 一、情報を的確にとらえ、行動する青少年を育てましょう。
- 一、善悪の判断ができ、強い心をもつ青少年を育てましょう。
- 一、郷土に誇りをもち、発展をめざす青少年を育てましょう。

### (2) 策定の手法

権利条例をまとめるに当たり「行政全体で取り組む」「町民と共につくる」「子どもや町民に合った条例」を目指し、学識経験者（教育委員会、教育相談員、福祉施設園長）、町民（公募）、関係団体（民協、人権擁護委員、P連、幼稚園・保育所父母、子ども会、女性団体）、子育てサークル、学校関係（校長会、高校、各学校教員）、行政の代表など15名で構成する「子どもの権利検討連絡会議」へ条例の策定を諮問いたしました。

子どもの権利検討連絡会議では、子どもたちの実態を把握するためのアンケ

ート調査、町長を交えた座談会、学級討議など広く意見を聴く場を開催しました。

組織的には、下部組織として小中高校生代表で構成する「子ども小委員会」も加わった起草小委員会を組織しました。策定に向けて「奈井江町における子どもの権利の総合的な保障を目指して」「子どもと大人と行政関係者の協働を目指して」「町民参加の条例づくりを目指して」「子どもが参加するまちづくりを目指して」の4つを指標とし、つくり上げました。

### (3) 子どもの権利検討連絡会議

平成13年7月奈井江町長より委嘱を受けた「奈井江町子どもの権利検討連絡会議」は、「奈井江町子どもに関する権利条例(案)の策定に関する事項」の諮問に応じ、平成14年1月22日「奈井江町子どもの権利に関する条例策定にあたって(答申)」を町に提出いたしました。

短期間に集中し調査・研究を重ね条例を起草しましたが、「条例がなぜ奈井江町に必要なのか」「制定されることによって本当に子どもの権利が守られるのか」「条例だけで実効のないものにならないか」「実効のあるものにするため罰則はあるのか」「法律に詳しい専門家などを入れなくて良いのか」など第1回会議から論議を重ね、委員自らの学習を通じ共通の理解に立ち、飾りの条例でなくみんなに支持され(理解)実効性のある条例にしようと試みました。そのため「子どもの権利とまちづくりのアンケート」及び小中学校での「町長と語る会」を「子どもの権利とまちづくり」をテーマに実施しました。子どもたちの意見・要望を取り入れ、さらに小中学校の学級討論を通じた意見・要望を基に審議を重ねたところです。

アンケート調査集約小委員会を軸に起草委員会を組織し、5回の会議を重ね起草案を審議いたしました。

### (4) 委員会開催状況

平成13年	7月	3日	第1回子どもの権利検討連絡会議
		12日	第1回座長・副座長会議
		19日	第2回子どもの権利検討連絡会議
8月	2日		第3回子どもの権利検討連絡会議学習会 講師：岩見沢児童相談所所長
		23日	第1回アンケート集約小委員会
9月	3日		第2回アンケート集約小委員会
		7日	第3回アンケート集約小委員会
9月	12日		奈小・奈商「町長と語る会」
		13日	江南小・奈中「町長と語る会」
		28日	第4回子どもの権利検討連絡会議
10月	29日		第2回座長・副座長会議

- 平成13年11月 9日 第1回起草小委員会  
 21日 第2回起草小委員会  
 12月 1日 第1回起草小委員会・子ども小委員会合同会議  
 22日 第2回起草小委員会・子ども小委員会合同会議  
 26日 第5回子どもの権利検討連絡会議  
 平成14年 1月 9日 第3回起草小委員会  
 19日 第3回起草小委員会・子ども小委員会合同会議  
 22日 第6回子どもの権利検討連絡会議

(5) 奈井江町子どもの権利検討連絡会議委員名簿

区 分	委 員 名	備 考
学識経験者	土 岐 昌 弘	奈井江学園長
	長 岡 征 子	教育相談室相談員
	森 繁 雄	教育委員会教育委員長
関係団体・町民代表	斉 藤 倫 子	民生主任児童委員
	梅 沢 廣	人権擁護委員
	高 橋 孝	P T A 連合会会長
	井 上 綾 子	幼稚園父母の会副会長
	小笠原 美 和	中央保育所保護者会
	大 沢 由 香	K i d ' s N e t ないえ会長
	久保田 政 夫	子ども会育成連絡協議会会長
	橋 本 ミ 工	女性団体連絡協議会会長
学校関係者	佐 藤 琢 磨	一般町民
	石 窪 公 喜	校長会会長
	渡 辺 武	奈井江商業高等学校校長
町部局	鶴 飼 栄 子	教職員代表
	総務課・まちづくり課・おもいやり課	
教育委員会部局	生涯学習係	

(6) 条例策定の基本的な考え方

子どもの権利に関する条例を制定するに当たり、子どもたちをはじめ多くの町民の声を活かして、この条例をつくり上げました。

この条例には、子どもの権利条約でうたわれている「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を掲げ、これらの権利を子どもたちにも大人にも共有することによって、子どもが一人の人間として生き、大人と共に社会を構成するパートナーとして認められ、権利が保障されるまちづくりなどに積極的な参加を願う理念条例で、全18条と簡潔にまとめました。

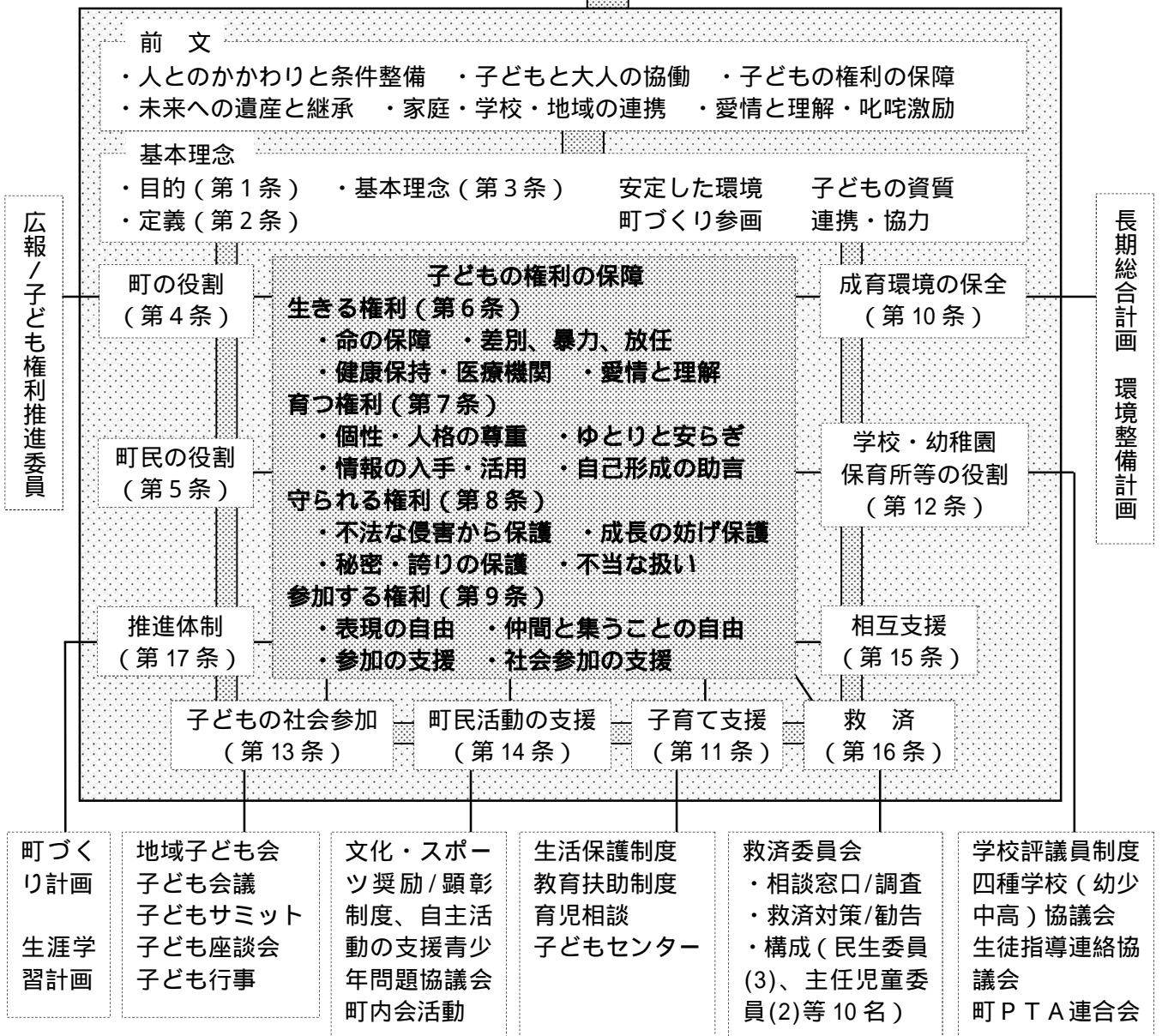
(7) 条例のしくみ

子どもの権利に関する条例のしくみ

- 「子どもの権利条約」国連採択 (1989年)
- 「児童の権利に関する条約」批准 (1994年)
- 「国連子どもの権利委員会」勧告 (1998年)
- 「児童の虐待の防止等に関する法律」(2000年)

- 奈井江町の取組
- 個人情報保護条例 (1997年2月)
  - 情報公開条例 (1997年9月)
  - 青少年健全育成の町宣言 (2000年)
  - 子どもサミット

- ・ 奈井江町における子どもの権利の総合的な保障を目指して
- ・ 子どもと大人と行政関係者の協働を目指して
- ・ 町民参加の条例づくりを目指して
- ・ 子どもが参加する町づくりを目指して



## 子どもの権利に関する条例

### 前 文

子どもは、個性が認められ、喜びや悲しみを共有できる家族や友達の温もりのなかで、健やかに遊び、学び、生きることを願っております。そのことは、子どもが一人の人間として、温かい情、やろうとする意欲、豊かな創造性を持ち続け、もっとも人間らしい生き方の基礎・基本を培うことにつながります。

奈井江町の子どもが、もっとも人間らしく生きるためには、子どもの最善の利益の確保、差別の禁止、子どもの意見の尊重などの国際条約の原則の基で、町民の誓い、奈井江町教育目標、青少年健全育成の町宣言との整合性を図りながら、子どもの権利保障に向けた環境づくりに総合的に取り組み、かつ、現実

に保障していくことが必要です。それは「未来からの使者」である子どもにとって「自然環境の保全」「異文化との共生」「恒久平和の願い」とともに、自らの人格の形成にかかわる非常に大切なものだからです。

町及び町民は、すべての子どもの権利を保障し、幸福に暮らせる町づくりを進めるために、家庭、学校、地域が互いに連携して、大人と子どもそれぞれが役割と責任を自覚し、公德心をもって社会規範を守り、互いに学び、共に育ち、協働することが必要です。

子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーとして大人に認められ、さまざまな権利が保障されるなかで、他者の権利を尊重する姿勢や責任感などを身につけます。

一方、大人は、子ども自らが創造的な子ども文化を育み、次代を担う人間として成長していけるよう、愛情と理解をもって見守り、励まし、育てていくことが大切です。

町及び町民は、協働して、子育てに夢を持ち、子どもが幸福に暮らせる町づくりを進めることを決意し、この条例を制定します。

### (目 的)

第1条 この条例は、奈井江町で育つ子どもにとって、最善の利益が尊重されるとともに、子どもの自己形成を支援するための基本理念を定め、町及び町民の役割を明らかにすることにより、子どもの権利を保障し、すべての子どもが幸福に暮らせる町づくりを進めることを目的とする。

### (定 義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満のすべての者をいう。

### (基本理念)

第3条 町及び町民は、奈井江町の子どもを育てるにあたり、子どもの権利を尊重し、子どもの幸福を追求する権利の保障に努めるものとする。

- 2 子どもは、その権利が保障され、豊かな人間性を養うことにより、自らを律し、主体的に判断してその責任を果たし、自分らしく生きることを支援される。
- 3 町及び町民は、すべての子どもが幸福に暮らせる町づくりをめざし、子どもと協働する。
- 4 町民は、安心して子どもを育てることができるよう支援される。

#### (町の役割)

第4条 町は、基本理念に基づき、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通してその保障に努めるものとする。

- 2 町は、子どもの権利の保障に向け、町民の理解を深めるために、積極的に広報活動に努めるものとする。

#### (町民の役割)

第5条 町民は、自らが子どもの育成に大きく関わっていることを理解と自覚をし、子どもの権利保障と子どもが幸福に暮らせる町づくりに努めるものとする。

- 2 保護者は、子どもの成育に第一義的責任を有し、家庭が子どもの人格形成に大きな役割を果たしていることを理解し、子どもを育てることに最善を尽くすとともに、子どもの権利の保障に努めるものとする。

#### (子どもの生きる権利)

第6条 子どもは、健やかに安心して生きるために、主として次のことが保障される。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) あらゆる形態の差別や暴力を受けず、放任されないこと。
- (3) 健康に配慮され、適切な医療が受けられること。
- (4) 愛情と理解をもって生まれ、成長にふさわしい環境で生活できること。

#### (子どもの育つ権利)

第7条 子どもは、自分らしく生き、豊かな子ども時代を過ごすために、主として次のことが保障される。

- (1) 個性が認められ、人格が尊重されること。
- (2) ゆとりとやすらぎの時間・空間的保障がされること。
- (3) 成長に必要な情報の入手や活用ができること。
- (4) 自分の将来に係わることについて、適切な助言や支援を受けられること。

#### (子どもの守られる権利)

第8条 子どもは、自分を守り、守られるために、主として次のことが保障される。

- (1) あらゆる権利の侵害から逃れられること。

- (2) 成長が阻害される状況から保護されること。
- (3) 秘密が守られ、誇りを傷つけられないこと。
- (4) 子どもであることをもって不当な扱いを受けないこと。

(子どもの参加する権利)

第9条 子どもは、自ら社会に参加するために、主として次のことが保障される。

- (1) 自己表現や意見の表明ができ、それが尊重されること。
- (2) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (3) 社会に参画し、意見を生かされる機会があること
- (4) 社会参加に際して、適切な支援を受けられること。

(子どもの成育環境の保全)

第10条 町は、子どもの権利の保障が図られるよう、子どもの意見を広く聴きながら子どもが自ら育ち、遊び、学べる環境の整備や自然環境の保全に努めるものとする。

- 2 町は、子どもの成育環境の整備に努めるために、町民その他の関係機関との調整を行なうものとする。

(子育て支援)

第11条 町は、保護者が子どもを育てるにあたり、必要に応じて経済的な支援または社会的な支援を行なうこととする。

- 2 町は、子ども自身が抱える問題や子どもに関する相談に対して、すみやかに対応するよう努めるものとする。

(学校・幼稚園・保育所)

第12条 学校・幼稚園・保育所の機関は、子どもの豊かな人間性と多様な能力を育むために重要な場であることを認識し、子どもの有するさまざまな権利が保障されるよう自らその役割を点検し、評価するよう努めるものとする。

- 2 学校・幼稚園・保育所の機関は、保護者や地域の町民に積極的に情報を提供し、その運営について意見を聴き、協力を受けるなど、開かれた学校・幼稚園・保育所づくりの推進に努めるものとする。

(子どもの社会参加)

第13条 町及び町民は、子どもの社会参加の機会の確保に努めるものとする。

- 2 町は、子どもの意見を聴くために、各種の学校をはじめあらゆる子どもの参加のもと、子ども会議を開催する。
- 3 町は、子ども会議が自主的・自発的に運営されるよう支援し、子どもの総意としてまとめられた意見を尊重し、その実現に努める。



(子どもの活動や町民活動の支援)

第14条 町は、子どもが安心して集い、その自主的な活動や町民の子どもに関する活動を奨励し、支援するものとする。

(相互支援)

第15条 町は、すべての子どもの権利を保障し、幸福に暮らせる町づくりを進めるために、町民その他の関係機関との相互連携を積極的に支援するものとする。

(救 済)

第16条 町は、子どもの権利の侵害その他の不利益を受けた場合、迅速かつ適切な救済を組織的に行い、その権利回復に努めるものとする。

2 町は、救済及び権利回復のための組織として、救済委員会を設置する。

(推進体制)

第17条 町は、すべての子どもの権利を保障し、幸福に暮らせる町づくりを進めるために、総合的な推進体制の整備と充実に努めるものとする。

(委 任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長その他の執行機関が定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

## 2. これまでの取り組みの成果と課題

### (1) 広報・周知

広報・周知は権利条例を知ってもらい、理解する上で大変重要なことであることから、学校では授業で「町長と語る会」を学習しますが、大人がこの条例を理解しなければ「生きた条例」とはならず、制定前から広報を行い、家庭・地域全体での取り組みを行ったところです。

広報活動として条例制定前から制定経過、アンケート調査結果を幅広く広報した。制定後においても条例の解説、子ども会議の様子などを町広報誌にシリーズで掲載し、大人への周知理解を深めました。

人権啓発活動地方委託事業(法務局委託事業)を受け、平成14年10月8日に文化ホールで「人権の集い」を開催し、250名の参加がありました。その中では、作家の落合恵子氏の「いのちの感受性」をテーマに人権講演会を開催するとともに、小学生人権書写コンテスト及び「子どもの権利に関する条例」パンフレット絵画コンテスト応募311点の表彰式やポスター展を開催。また、冊子(大人版5,000部、子ども1,000部)を作成し、各学校及び全世帯に配布をいたしました。

各種団体(女性団体・子ども会・幼児を持つ母親)研修会などでの説明会を開催いたしました。

報道機関、学校だより等の活用をし周知いたしました

### (2) 子どもが優先的に使用する施設の名称の公募

子どもが優先的に使用する施設の愛称、外壁の色を子どもたちが愛着をもって利用してもらうためにも、子どもたちからの意見を基に決定いたしました。

### (3) 学校休業中のオープン化

権利条例を基軸に子どもたち一人ひとりをみんなで育てる視点に立ち、子どもがいつでもどこでも学び、豊かな人間性を育む学習環境を確立する。そのため、学校において「長期休業中の学校オープン化」を進めております。

具体的には、夏休みや冬休み期間中の午前中を原則とし、強化の課題解決や友人関係、悩みなどの支援を行い、子どもたちの学習や場が広がり、視野を広める。保護者や地域が学校教育に対し興味、関心を持ち、子どもの学習意欲の向上や地域の人的資源を活用し学ぶことで、生きた学力を身につけることができました。

### (4) 町長と語る会の開催

町内小中高校4校に町長が出向き、子どもたちと意見交換や論議を行う対話集会で、子どもたちの生の声を生かすために開催。対象は小学5年生から高校生とし、それぞれの学校単位で開催しております。

今まで話された内容は、奈井江町の良いところ・悪いところ、親・大人を見

る目、権利条例、市町村合併、町づくり、町の自律プラン、行事の開催、施設の運営、人権学習した中での感じたこと、家庭や地域など社会に対する意見、人権講演会を聴いての感想・意見、町長に対する質問など。子どもの意見に耳を傾けることで、子どもの社会参加が大人の意識も地域も変えていくことにつながります。

#### (5) 合併問題住民投票への参加

平成15年10月に実施された市町村合併を町民に問うもので、小学校5年生から高校生に投票の機会を与え、「子ども投票」を行った。子どもも地域の一員として重要な施策に参画し、「参加する権利」「社会参加の機会の確保」を具体的に反映させたものです。

投票の方法は、一般投票に準じ行われ、入場券を自宅に郵送した。小中学生は各学校に投票所を設置し、高校生は一般投票と同じ投票所で行った。18歳以上で行った「一般投票」結果を議会は「尊重」し、「子ども投票」の結果を「参考」とするものにいたしました。

投票結果では、一般投票率73%に対し、子ども投票は87%となり、子ども投票に高い関心があったことが伺えます。

また、「子ども投票」を行ったことで、子どもが熱心に合併問題を考え、町に極めて重要な施策に参加し自己決定したことは、大きな自身と誇りとなり、そのことが親や大人にも良い刺激を与え、町が目指す子どもからお年寄りまでみんなで町づくりを考える上で、大きな成果があった。

#### 《合併問題住民投票結果》

	一般投票	子ども投票
合併する	26.19%	15.78%
合併しない	73.05%	84.00%
無効	0.76%	0.22%
合計	100.00%	100.00%
投票率	73.01%	87.21%

#### (6) 子ども会議の開催

条例に規定する会議で、小中高生代表14名で構成し、「参加する権利」として子どもの社会参加を保障するため、子ども会議を設置しております。

条例の点検・評価、町づくりなどに、子どもの視点からも検証し、子どもの創造力を生かしていく。子どもたちの自主性、自発的な運営ができるよう支援しております。

協議の内容は、市町村合併問題、合併問題町民懇話会への出席、まちづくりへの提言・要望、産業まつり参画、町長と語る会の意見集約や学校内での論議など。

地域との関わりとして、産業まつりへの参画をしております。

サポート役として、幼稚園・保育所、各学校PTA、民生児童委員、校長会、子育てサークルの11名で構成する「子どもの権利推進委員会」により子ども会議を支援しております。

《活動の経過》

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
開催日	8 月 25 日	8 月 24 日	8 月 22 日
参加数	43 名	33 名	43 名
内 容	チャリティーマッサージ	オリジナルTシャツ チャリティーマッサージ	手相占い チャリティーマッサージ
成 果	アフガニスタン教育支援 NGO 共同募金プロジェクト 27,347 円	チェルノブイリ原発事故の 被災時を支援 22,547 円	日本テレビ 24 時間テレビ 「愛は地球を救う」へ募金 40,205 円

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
開催日	8 月 21 日	8 月 20 日	8 月 19 日
参加数	45 名	37 名	37 名
内 容	手相占い チャリティーマッサージ	手相占い チャリティーマッサージ	チャリティーマッサージ ヨーヨーコーナー
成 果	日本テレビ 24 時間テレビ 「愛は地球を救う」へ募金 43,492 円	日本テレビ 24 時間テレビ 「愛は地球を救う」へ募金 13,516 円	中越沖地震義援金 6,031 円

(7) 権利条例の学校授業導入に伴う教育課程の位置付け

平成 16 年度より「子どもの権利に関する条例」が各小中学校において授業への導入を試行した。各学校において取り組みはことなるが、権利条例や権利をテーマに学習し、小中高校教員で構成する教育課程推進連絡会が、実践と検証を行ったところであり、平成 17 年度より正式に教育課程に位置付けし、総合的な学習の時間を活用し実施している。学習を通じ、条例の理解や自分の大切さ、他人の大切さを認める心が育ってきている。

(8) 人権教育総合推進地域指定事業の取組（文部科学省）

平成 14 年「奈井江町子どもの権利に関する条例」を制定し、人権教育を推進してまいりましたが、今後の人権教育を推進する上でテーマを定め、その研究に取り組む必要から、平成 17 年度より 3 ヶ年間文部科学省の人権教育総合推進地域指定を受け、推進を図ってまいりました。

## 人権教育総合推進地域実績報告

### 1. 地域をとりまく教育的環境について

本町は、石狩平野のほぼ中央に位置し、米作やメロン栽培が盛んであるほか、工業団地が造成されるなど発展を続けている。町内には、小学校2校、中学校1校、道立高校1校に加え、私立幼稚園と町立保育所が各1園となっている。保護者や地域住民の教育に関する関心は高いものがあるが、一部の生徒による不登校、非行行為がある。このような中、本町では平成14年3月26日「奈井江町子どもの権利に関する条例」を制定し、4月1日より地域全体で人権教育を推進している。

### 2. 研究の概要

#### (1) 研究主題

『「奈井江町子どもの権利に関する条例」における人権教育の推進』

#### (2) 研究主題を設定した理由

本町では、平成14年に「奈井江町子どもの権利に関する条例」を制定し、人権教育を推進してきた。制定後3年が経過し、徐々に課題も明らかになってきたことから、今後の人権教育を推進する上での研究に取り組む必要性があると考え、本主題を設定した。

#### (3) 研究の重点・特色について

人権教育の推進については、生まれ育つ地域の中で子どもの人権が尊重される地域社会の実現に向け、学校教育、社会教育のそれぞれにおいて計画的に推進するシステムの構築が重要である。

学校教育では、町教育課程推進連絡会の答申をもとに、各学校の教育課程の改善と充実を図っていることから、推進協力校においては、教育活動全体を通して人権教育を推進することを踏まえ、人権にかかわる学習活動を総合的な学習の時間に位置付け、重点的な取組をを行う。特に、総合的な学習の時間の学習内容については、学年の発達段階や系統性を考慮した学習プログラムの開発に取り組む。

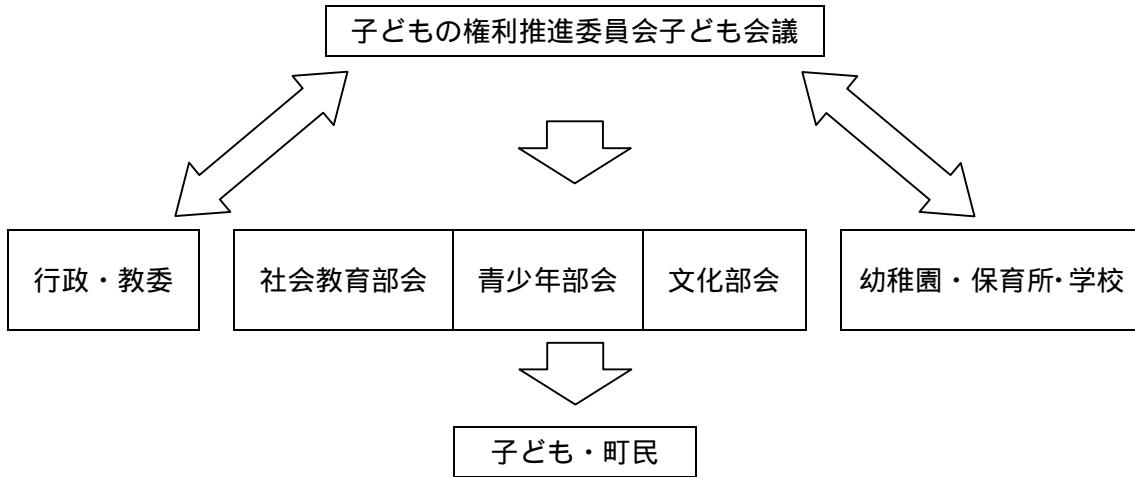
また、人権感覚を養い、自他の人権を守ろうとする意識、意欲、態度を育成するため、地域人材の協力を得て、地域の教育力を有効活用するとともに、体験的な活動を積極的に取り入れるなど、教育活動全体をとおして人権教育を推進する。

社会教育においては、人権教育啓発事業として各種講演会などの開催を継続することにより、異年齢間の交流や校種間の交流を充実させるとともに、若年層に対し人権に関する意識の啓発と家庭教育の充実を図る。

(4) 組織及び推進体制

ア 推進体制全体の概要

「子ども権利推進委員会」「子ども会議」が中心となり推進する。



イ 人権教育総合推進会議の構成の概要

- ・子どもの権利推進委員会が人権教育総合推進会議の役割を担う。
- ・子どもの権利推進委員会は、幼稚園、保育所、各学校、校長会、PTA連合会、民生委員、子育てサークルの各代表者など11名で構成し、子ども会議のサポート及び子どもの権利に関する推進項目等について審議する。
- ・子ども会議は、各小中高校生14名で構成し、各学校の児童生徒のパイプ役の機能を持ち、「子どもの権利に関する条例」や町づくりに関する意見交換及び提言、地域イベントへの参画、地域とのかかわり等について協議する。

ウ 推進協力校の概要

(平成20年2月末日)

学校名	校長名	児童生徒数等 (上段：児童生徒数、下段：学級数)							教職員数
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	特 殊 学級等	
奈井江町立奈井江小学校	東 喜章	37	44	31	47	35	28	5	17
		1	2	1	2	1	1	3	
奈井江町立江南小学校	鍛冶功男	12	17	23	14	21	22	0	10
		1	1	1	1	1	1	0	
奈井江町立奈井江中学校	仲俣廣昭	51	73	37	/	/	/	0	13
		2	2	1	/	/	/	0	
北海道立奈井江商業高等学校	志村秀裕	48	59	41	/	/	/	0	25
		2	2	2	/	/	/	0	

## エ その他の関係協力機関の概要

協力機関名	設置目的	主な事業等
P T A 連合会	学校・児童生徒の支援	研究大会外
子ども会育成連絡協議会	子どもの健全育成	子ども会各種事業
民生児童委員会	民生委員法	
人権擁護委員	人権擁護委員法	
K i d ' s N e t ないえ	子育て支援サークル	子育てサポート
みずほ幼稚園	私立幼稚園	
奈井江町立中央保育所	公立保育所	
ボランティア協議会	奉仕活動	各種奉仕活動
連合区長	自治会組織	自治会活動

## オ 組織及び推進体制の構築に当たっての特に留意した点

平成 14 年 4 月に組織した「子どもの権利推進委員会」は、「子ども会議」の支援や「子どもの権利に関する条例」の普及、推進の役割を担っており、平成 17 年度、人権教育総合推進地域に指定された後は、人権教育総合推進会議として位置付けた。また、「子ども会議」の支援を充実するため、平成 18 年度、各学校の教員を中心に小委員会の整備をし、推進体制の充実を図った。平成 19 年度においては、子ども会議メンバーの自主的発言や活動を促進するため、「子ども会議交流会」を開催した。その後の「子ども会議」の会合及び活動が活性化されたため、小委員会の開催は見送った。

学校はもとより、全町的に子どもの権利についての啓発を図るためには、深くかかわりのある社会教育委員、青少年問題協議会委員、文化ホール運営委員が人権教育の視点に立ち、各種事業の展開や人権教育啓発事業の取り組みについて理解を深めていくことが重要であるため、人権教育推進組織の部会として位置付け、推進方策等に対する専門的な意見を述べることができるようにした。

平成 19 年度人権教育総合推進地域指定事業の最終年度であり、まとめとして、子どもの人権に関わる意識を調査するため、アンケート委員会を立ち上げ「子どもの人権に関わる意識調査」の作成にあたった。委員の構成は子どもの権利推進委員の学校担当者から構成し、平成 13 年度実施内容と同じ内容で実施し、その結果を比較検証し考察を行った。

## (5) 研究の経過及び内容

人権教育推進組織の活動内容を一覧表とした。

### ア 研究協力校の取組

### 奈井江町立奈井江小学校の取組

学年	教育課程上の位置付け	実施時数	学習内容
3年	総合的な学習の時間	5時間	子どもの生きる権利を謳った権利条例第6条を中心に命や差別、暴力の問題等について話し合い、子どもが健やかに安心して生きることについて学習した。
4年	総合的な学習の時間	5時間	子どもの育つ権利(第7条)子どもの守られる権利(第8条)について、識字率を通して世界の子どもたちの様子から考えを深める学習をした。
5年	総合的な学習の時間	5時間	第5条の「町民の役割」の課題について、読み物を通して家庭や地域が子どもの成長に深く関わり、子どもはそうした環境の中で成長していることを学習した。
6年	総合的な学習の時間	5時間	子どもの権利条例全体を通して、奈井江に条例が制定された経緯や条例が子どもたちや町民に期待していることについて考え、子どもたち一人ひとりが町づくりのパートナーである自覚のもとに人権尊重や自治の精神を培ってきた。
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの権利条例の学習を行いながら、町づくりや自分たちの町・奈井江について考えることができた。</li> <li>・「町長と語る会」において、権利条例について学習してきたことをもとに、実際の町づくりの様子がわかるなど、町長と児童が意見を交流することができた。</li> <li>・これまで継続して学習してきたことにより、子どもの権利条例についてしっかりと子どもに伝えられてきている。</li> </ul>		
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実感を持って子どもたちが町づくりに関わりをもち続けるために、自分たちの意見が町づくりにどう生かされてきたか具体的に把握させる必要がある。</li> <li>・今後も教育課程に位置付けながら、新しい教材かなど指導も一層工夫していかなければならない。</li> </ul>		

### 奈井江町立江南小学校

学年	教育課程上の位置付け	実施時数	学習内容
3年	総合的な学習の時間	8時間	「子どもの権利条例ってなあに」というテーマで、子どもの権利条例に関する条例の概括について学び、第6、7条(生きる権利、育つ権利)の内容について理解を深め、自分たちの生活に即して学習をした。
4年	総合的な学習の時間	8時間	「子どもの権利条例ってなあに」で、前年度の学習をさらに深化させ、奈井江町から出されている資料をもとに条例についての理解を深め、最近の社会動向とあわせて学習した。
5年	総合的な学習の時間	8時間	日本の歴史や世界の動向から子どもの権利が侵害されている事実や背景を調べ、子どもの権利を尊重する必要性や子ども自身がしなければならないこと等について考えさせる学習をした。
6年	総合的な学習の時間	8時間	条例が制定された経緯について学び、実際の生活や社会の中での人権に関する課題を一人ひとりが持ち調べ学習を行った。また、発展的な学習として、ユニセフな



		ど子どもの人権を尊重し健やかに育てる活動についての学習をした。
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分たちの生活の中からお互いの人権を尊重していくことの大切さや自分たち自身が人権尊重の社会を築いていこうという意識の芽生えが見られた。</li> <li>・「いじめ」等自分たちの身の回りで起きている問題が人権尊重と深く関わっていることなど生活に根ざした学習ができた。</li> <li>・「町長と語る会」では、いじめ問題について本音のトークができた、町づくりの課題や困難に気づくことができた。</li> </ul>	
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3年生から繰り返し学習する部分もあり、教育課程の見直しや指導上の工夫が必要である。</li> <li>・ビデオ、DVDなど視覚に訴えるような教材があると子どもたちも理解しやすい。</li> <li>・「町長と語る会」では、相変わらず要望が多く、町づくりのパートナーや将来の主催者としての意識が育っていない。</li> </ul>	

### 奈井江町立奈井江中学校

学年	教育課程上の位置付け	実施時数	学習内容
1年	道徳	3時間	子どもの権利に関する条例について小学校から振り返り、自分たちとの生活のかかわりの中で、道徳的な価値と関連づけながら人権について学習した。地域を見つめ「町長と語る会」に向け提言内容を考えた。
	総合的な学習の時間	15時間	
2年	家庭	7時間	家族や家庭という身近な存在・集団とのかかわり方を学習した。集団生活を進める上での人権と共存、さらには働く人たちや、職場体験学習を通して人権や町づくりについて学習し、「町長と語る会」に向けて提言内容を考えた。
	道徳	3時間	
	総合的な学習の時間	20時間	
3年	社会	20時間	社会の中で人権の尊重の実態や問題点を学習。さらに福祉や環境問題へと発展させた。また、子どもの権利に関する条例について、社会の構成員としての望ましい行動や自分の生き方を考える学習を行った。
	道徳	3時間	
	総合的な学習の時間	20時間	
全学年	特別活動 学級活動 生徒会活動	適宜	各学年での学習の成果をもとに、人の役に立とうとするボランティア活動や人権を尊重する活動を生徒自身の中から企画しようとするようになってきた。
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お互いの違いを認め、尊重しあう態度などよりよい人間関係を構築しようとする気持ちが育ちつつある。</li> <li>・人権、町づくりの両面から民主的にものごとを決めていくことの重要性を認識し始めている。</li> <li>・自ら考え、主体的に行動しようとする姿勢が育ってきた。</li> </ul>		
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に異動する教師側が十分に「子どもの権利に関する条例」について理解しておく必要がある。</li> <li>・教師の学びの資料等、教える側への教育行政としての条件整備等の支援も必要である。</li> <li>・学校内にとどまらず、家庭や地域と一層連携しながら奈井江町の人権に対する意識の高揚を図っていく必要がある。</li> </ul>		

北海道立奈井江商業高等学校

学年	教育課程上の位置付け	実施時数	学習内容
1年	総合的な学習の時間	7時間	「豊かさとは何か」やすらぎの家・健寿苑での聞き取り調査を実施し、高齢者や福祉施設への聞き取りを通して「幸福に暮らせる町づくり」(前文1条、3条)について学習した。
2年	総合的な学習の時間	44時間	子どもの権利から一歩踏み出し、職場見学や就業体験をとおして、正しい職業意識や職業観の育成を図り、進路意識を高めることができた。 職場でのマナー、コミュニケーションや勤労の大切さを学び、人間としての生き方を学んだ。 見学や実習を通じて地域社会での理解を深めた。
3年	総合的な学習の時間	7時間	町長と語る会の開催に向け、自分たちの課題を明らかにし、それぞれの課題テーマに基づき町長と意見交流を行った。 総合的な学習の時間の一環で、人権や環境問題などについて生徒に理解を深めた。
成果			<ul style="list-style-type: none"> <li>・実際に高齢者等と話をする中で、真の豊かさとは何かを福祉や人権問題と絡ませながら生徒一人ひとりが真剣に考えたり、発表する場ができて有意義であった。</li> <li>・実際の職場に接することにより、勤労観を育てたことは基より働くこと、働いている人の素晴らしさや問題点に触れ、社会の中でたくましく生きていくことの大変さと素晴らしさを知る良い機会となった。</li> <li>・町長と町づくりや人権に関する問題などで意見交流する中で、身近な町づくりや人権尊重の問題について以前と比べ成長した姿を自他ともに実感することができた。</li> </ul>
課題			<ul style="list-style-type: none"> <li>・実際に学校外に出て学習する機会は大変有意義であったが、どうしても時間が不足がちになる。</li> <li>・地域の中で育っていることを生徒も実感したが、日常的に地域との交流を一層深めていくことが大切である。</li> </ul>

イ 人権啓発事業の取組

今年度は3回の委員会・各部会を4回・アンケート委員会を3回開催し、教育委員会や推進協力校と連携を図りながら、人権教育の推進に関わる事業を展開した。

事業名	参加者等	事業内容
芸術鑑賞会	延べ1,113名	平成17年8月30日影絵劇「この指止まれ」「モグモグ」 平成18年9月8日児童劇「はやくに走れあまんじゃく」 平成19年9月7日児童劇「むかしの世界」 ・影絵、児童劇を通じ児童に対し、人権教育の啓発を図った。
P T A 連合研究大会	140名	平成17年10月7日文化ホールで開催 ・講師 森 久美子 氏 ・テーマ 「子どもの笑顔は心と体のバロメーター」 ・内容 子どもたちの豊かな食生活はどうあるべきかを学んだ。

	130名	平成18年9月22日文化ホールで開催 ・講師 坂本 勤 氏 ・テーマ 「子どもの心を守る親ってすてきです」 ・内容 子どもの教育はどうあるべきかを学んだ。
	533名	平成19年11月10日公民館大ホールで開催 ・講師 水谷 修 氏 ・テーマ「いま、こどもたちは...」 ・内容 今、わたし達が子どもにできることはなにか学んだ。
P T A 連 合 会 パ ネ ル デ ィ ス カ ッ シ ョ ン	140名	平成18年12月15日文化ホールで開催 ・コーディネーター 政田 誠 氏 ・パネラー 秋野信子・白石文美・鈴木孝一・鈴木久枝 氏 ・子育てはどうあるべきか学ぶことができた。
生涯学習推進大会	127名	・平成17年9月27日文化ホールで開催 ・講師 二宮 信一 氏 ・テーマ 「通常の学級においての配慮の必要な子どもの理解と支援」 ・内容 軽度発達障害児に対する支援についての理解を図ることができた。
教育講演会	110名	平成18年2月16日文化ホールで開催 ・講師 小檜山 博 氏 ・テーマ「教育について」 ・内容 人間本来の価値観を考え教育の原点を学ぶことができた。
子どもの権利啓発講演会	140名	平成18年11月30日文化ホールで開催 ・講師 荒牧 重人 氏 ・テーマ 「子どもにやさしいまちづくりと権利」 ・内容 町全体で子どもを育てることや人権教育の大切さを学ぶことができた。
	384名	平成19年7月6日公民館大ホールで開催 ・講師 ジェントルハートプロジェクト 理事 小森 美登里 氏 ・テーマ「やさしい心が一番大切だよ」
子育て講演会	32名	平成19年10月27日 町文化ホールで開催 ・講師 山本 徹浄 氏 ・テーマ 「みずみずしい感性で子育てしてみませんか」
「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2006in福岡	6名	平成18年10月12日～10月13日福岡県志免町で開催され6名参加(事務局2名) 第1日目 ・基調講演 テーマ 「子どもにやさしいまちづくりとその連携」 講 師 ユニセフイノチェンティ研究所副所長 デビット・パーカー 氏 ・自治体からの取組発表 多治見市・川西市・八千代市・志免町

		<p>第2日目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6分科会に各1名参加し、全国自治体の取組について検証し、レポートを作成し推進委員会で報告した。</li> <li>第1分科会「子ども計画の実施」</li> <li>第2分科会「子ども施策の政策評価・検証」</li> <li>第3分科会「子ども意見表明・参加」</li> <li>第4分科会「子どもの相談・救済」</li> <li>第5分科会「子ども条例」の制定と実施」</li> <li>第6分科会「子どもの居場所づくり」</li> </ul>
「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2007in 高浜	6名	<p>平成19年10月26日～10月28日愛知県高浜市で開催され6名参加(事務局2名)</p> <p>第1日目 シンポジウム</p> <p>聖学院大学中谷茂一氏・川崎市西野博之氏・東京都北児童館相談所川西 亮氏・子どもの権利条約総合研究所内田塔子氏の4名による活動報告があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基調講演</li> </ul> <p>テーマ 「子どもの施策・評価と子ども支援」</p> <p>講師 韓国・保健福祉院子どもモニタリングセンター 所長 金勝権氏</p> <p>第2日目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6分科会に各1名参加し、全国自治体の取組について検証し、レポートを作成し推進委員会で報告した。</li> <li>第1分科会「子どもの相談・救済」</li> <li>第2分科会「子どもの居場所づくり「すき間・たまり場・にげ場」</li> <li>第3分科会「子どもとともに学ぶ子ども参加支援・相互理解ワークショップ・子どもとおとなの井戸端会議」</li> <li>第4分科会「子ども条例の制定・実施」</li> <li>第5分科会「子ども計画の実施と新しい課題」</li> <li>第6分科会「ともに創る子ども施策 市民、大学との協働を求めて」</li> </ul>
青空図書館	延べ51名	平成18年8月26日、平成19年9月1日図書館で開催。人形劇を通じ親子・児童に対し、人権教育の啓発を図った。
人権ポスター展示会	13点	平成17年度高校生を対象に募集したポスターを公民館ロビーに平成19年9月1日より10月20日展示した。併せて子どもの権利にかかわる人権パンフを展示し、人権教育の啓発を図った。
	27点	平成18年度小学生を対象に募集したポスターを公民館ロビーに平成19年10月1日より11月1日展示した。併せて子どもの権利にかかわる人権パンフを展示し、人権教育の啓発を図った。
ポスターの作成	20点	3か年間事業として、3年目の本年度は幼児を対象に人権教育の啓発用ポスターを募集した、平成20年度各学校、公共施設等に掲示を予定している。

パンフレットの作成	3,000部	平成17年度に子供用2,000部、18年度に大人用1,000部を作成し人権教育の啓発用として活用している。
小さな心のサインを見逃さないで」作成	1,000枚	平成18年度に小中高の児童生徒を持つ家庭に対し、「いじめ」等家庭で早期発見ができるよう配付した。

### ウ 子ども会議の取組

今年度は2回の会議を開催し、教育委員会や推進協力校の支援を受けながら、児童生徒が各学校と協力、連携を図り、体験的な活動を積極的に取り入れた活動について協議した。

事業名	参加者等	事業内容
町長と語る会	延べ819名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの権利に関する条例」「人権」「いじめ」など生活に関わる課題について学習を行い、町に対する提言を基に町長と意見交流した。</li> <li>・平成18年度中学校では「人権・平和・福祉・歴史・産業・環境」をテーマに学習し、学習成果の発表と町に対する意見や要望を基に意見交流した。また、平成19年度においては、「町の人口を増やそう」というテーマに基づき学習し、人口定住対策に関わる提言や農産物の加工品販売などいろいろな提言に基づき町長と意見交流をした。</li> <li>・子ども会議において子どもと地域との関わりについて意見交流を深めた。</li> </ul>
子ども会議交流会	23名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度取組として6月15日公民館大ホールにて実施。レクゲームで交流し仲間意識の醸成を図った。</li> </ul>
産業まつりの参画	延べ119名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チャリティー活動（マッサージ・ヨーヨー）を行い、平成17・18年度においては、日本テレビ「愛は地球を救う」へ57,008円を募金した。平成19年度は6,031円を中越沖地震義援金として募金した。</li> </ul>

## 3. 研究の成果と課題

### (1) 研究の成果

- ・制定された「奈井江町子どもの権利に関する条例」について継続した学習を行ったことにより、条例の意義や条例と子どもたち自身の生活との関わりについて理解を深め、子どもたち自身の条例に近づけることができた。
- ・子どもの権利と人権問題を関連づけながら学習したことにより、身の回りの出来事から社会的な事象を関連づけながら集団生活・社会生活を営む上で、お互いの人権の尊重が重要な課題であることに気づくことができた。
- ・小学校においては、総合的な学習の時間の教育課程に位置付けることにより、組織的・計画的な学習を行うことができた。

・子どもたちの人権学習を通して、保護者はもちろんのこと、子どもたちの発表等の啓発活動を通して地域的にも「人権」について関心を高めることができた。

・「町長と語る会」での実際の行政の話の聞いたり、また子どもたち自身の考えを述べる活動を通して「町づくり」を身近なものとしてとらえられるようになってきた。

・いじめを通して人権について考えた講演会に小学生から高校生までが参加して同じ話を聞き、発達段階に応じた感想や意見を共有したり、その後の学習に活かしていったことは大変有意義であった。

・道立高校である奈井江商業高等学校がこの活動に参加し、小・中・高の連続性を持たせた指導とすることができた。

・人権教育推進の視点に立ち、人権教育啓発事業として講演会など14事業を開催し、2,900名の参加があった。特に平成18年度に開催した「子どもの権利啓発講演会」においては30代・40代の子どもを持つ母親たちの人権教育に対する意識の高揚を図ることができた。また、平成19年度には、子どもたちを対象に講演会を開催し、子どもたちに感動を与え、いじめをしてはならないという意志や態度の育成が図られた。

・子どもの権利推進委員など12名が平成18・19年度に渡り「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムの研修会に参加することにより、全国自治体の子ども施策を学ぶことができ、委員の資質向上を図ることができた。

・子どもたちを対象に募集した人権ポスターの展示会を公民館ロビーで継続開催した。併せて「子どもの権利に関わる人権パンフ」大人2,000部、子ども用1,000部を作成し、ポスターと併せて展示し、ポスターとパンフの有効活用を図ることができた。また、母親を対象にした事業や子ども会育成会交流会において、パンフを配布し啓発を図った。

・子どもの権利に関する意識調査のため、平成13年6月に実施したアンケート調査項目と同じ内容でアンケートを実施し、回答の比較検証と考察を加え報告書を作成した。報告書には、人権教育の推進として「奈井江町子どもの権利に関する条例」制定の背景と経過を加え、人権教育の推進としてまとめることができた。

## (2) 今後の課題

・推進協力校は、子どもの権利推進委員会や教育課程推進連絡会と連携し、総合的な「学習の時間」等の学習内容等の検証と反省を踏まえ、引

き続き人権教育に関わる学習プログラムの開発や教材の開発について継続し検討しながら定着化を図る必要がある。

- ・今後とも教育課程に基づいた計画的な指導を行い、「子どもの権利に関する条例」の趣旨を子どもたちの意識に根づかせることを通して、町民・地域としての意識の深化を図っていく必要がある。

- ・各学年における指導内容を吟味し、重複したり抜けたりする事項がないよう各学校で点検、改善の取組が必要である。

- ・子どもたちの興味関心を高める教材の開発や、指導方法の工夫改善、町づくりの提言に対する実効ある説明など、継続して意識高揚に努めなければならない。

- ・学校における学習の成果を表現する機会を設定するためにも、「町長と語る会」のテーマについては、町づくりのテーマも設けられるが、「子どもの権利に関する条例」「人権」「いじめ」等生活の基本に関するテーマを継続して設定する必要がある。

- ・学校を含め地域全体で人権教育を推進するためには、人権教育の体系化を図り、行政全体で推進することが必要である。また、継続して推進体制の整備と充実を図る必要がある。

- ・パンフレットについて、より効果的に活用するための方策について検討する必要がある。また、ポスター募集と展示会を継続開催し、子どもの人権啓発に努める必要がある。

- ・子どもの人権条例を制定する自治体間において、児童・生徒の交流を通じ、お互いの理解と融和を図り、子どもの権利意識の共有に努め、相互の人権教育の推進を図る必要がある。

### 3 . 活動の様子

#### ・子ども会議





・子ども会議交流会



・子ども会議産業まつり参画



・町長と語る会

